

## 一般社団法人大学スポーツ協会 寄付金等取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人大学スポーツ協会（以下、「この法人」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定める。

### (寄付金の種類)

第2条 この法人が受領する寄付金は次の各号に区分する。

- ① 一般寄付金  
寄付者から使途が特定されていない寄付金
- ② 使途特定寄付金  
この法人により使途が特定された寄付金
- ③ クラウドファンディングによる寄付金  
特定の目的を達成するため、インターネットを通じて、当該目的に賛同した不特定多数の個人又は法人から資金を調達する行為（以下「クラウドファンディング」という。）によって、当協会が取得した寄付金

2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含む。

### (寄付金の募集)

第3条 寄付金の募集は、次の各号に定めるとおりとする。

- ① 一般寄付金  
この法人は、常時、一般寄付金を募ることができます。
- ② 使途特定寄付金  
この法人が使途特定寄付金を募集するときは、目的やその他必要な事項を説明した書面（以下「募金計画書」という）を執行理事会に提出し、承認を受けなければならない。
- ③ クラウドファンディングによる寄付金  
この法人は、クラウドファンディングを通じて寄付金の募集を行うことができるものとする。この場合、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金使途、クラウドファンディングに係る委託事業者等について、事前に執行理事会で承認を受けなければならない

### (寄付金の使途)

第4条 一般寄付金は、全額をこの法人のために使用するものとする。

2 使途特定寄付金は、募集時にこの法人が募金計画書にて特定した使途に使用するものとする。

- 3 クラウドファンディングによる寄付金は、その性質に応じて、一般寄付金又は使途特定寄付金に準じて使用するものとする。
- 4 前各項の使用にあたっては、寄付金からその募集に要した経費を支出することができる。

(募金計画書の交付)

第5条 使途特定寄付金を募集するときは、募金計画書をこの法人の公式ホームページ等で公開するものとする。

- 2 この法人がクラウドファンディングによる寄付金の募集を実施するときは、目的事業、目標金額、募集金額、募集期間、募金に対する返礼の有無及び内容その他必要な事項を公開するものとする。

(受領書等の交付)

第6条 この法人は、寄付金を受領した場合（クラウドファンディングにおいて設定した条件がある場合はこれを満たしたとき）は、遅滞なく、受領書を寄付者に送付するものとする。ただし、募金箱等での募集による寄付金で寄付者が特定できない場合は除く。

- 2 前項の受領書には、寄付金額およびその受領年月日を記載する。

(寄付結果の報告)

第7条 寄付金に係る結果は、翌事業年度に作成するこの法人の事業報告、決算書類をもって報告するものとする。

- 2 クラウドファンディングによる寄付金に係る結果の報告については、当該寄付金の募集にかかるクラウドファンディングサービスにおいて定めた報告方法がある場合はこれに従う。
- 3 この法人の決算書類については、この法人の公式ホームページ上に公開することにより閲覧の措置を講じる。

(寄付金の辞退)

第8条 この法人は、寄付金が下記各号に該当する場合もしくはそのおそれがある場合には、執行理事会の決定により当該寄付金を辞退することができる。

- ① 法律に抵触する又は抵触するおそれがあるとき
- ② この法人の業務遂行上支障があると認められるとき
- ③ この法人が受け入れることが、社会通念上不適切と認められるとき
- ④ 反社会的勢力又は反社会的勢力に関係する者からの寄付又はその合理的な可能性が認められるとき
- ⑤ 寄付金の受け入れに起因して、この法人に著しく負担が生ずる場合

(個人情報保護)

第9条 寄付者に関する個人情報については、この法人の個人情報保護規程等に基づき、細心の注意を払って情報管理に努める。

附 則

1. この規程の改廃は、理事会の決議による。
2. この規程は、2025年10月30日から施行する。